

北海道都市 43

北海道都市地域学会 2006 年報

合意と同意

佐藤 馨 一（本会会長・北海道大学） 1

地域社会の再構築に向けて —コミュニティ FM 研究の意義—

北郷 裕美（札幌学院大学） 2

第 44 回研究発表会 4

第 68 回全国都市問題会議（2006 札幌市） 5

都市の中の水辺

小川 祐美（北海道大学） 8

郷土と結びつくイメージについての一考察 —「郷土の花」を事例として—

品田 早苗（北海道教育大学） 11

事務局記録

（ 1 ）会員動静 13

（ 2 ）2006 年次運営体制 13

（ 3 ）2006 年次事業報告 13

（ 4 ）2006 年次役員 15

（ 5 ）2006 年次決算報告 16

（ 6 ）2007 年次予算 18

北海道都市地域学会 2007 年次役員 19

北海道都市地域学会 2007 年次委員会構成 20

「北海道都市」編集規程 21

北海道都市地域学会論文委員会規程 21

北海道都市地域学会ホームページ作成規程 23

北海道都市地域学会会則 23

編集後記

合 意 と 同 意

佐 藤 馨 一

(会長・北海道大学大学院工学研究科教授)

倭の国、日本は「和」を最も重要な語句とし、聖徳太子のご誓文である「和をもって尊としとなす」を精神的なバックボーンとしてきました。広辞苑で「和して同ぜず」を引くと、「意見が同じなら他人と協調するが、おもねて妥協することはない」とあります。一般に、この格言は付和雷同（自分に一定の見識がなく、他人の説に訳もなく賛成すること）を戒めたものとして理解されてきました。

このような解釈に対して、立命館大学名誉教授の白川静先生は「和」の語源から説き起こし、広辞苑の説明を否定しています。すなわち、「和は禾と口に従い、禾は軍門の象であり、口は口（さい：神への誓詞を納める器、祝禱[しゅくとう]）を示す。和は軍門で盟誓し、和議を行うこと、すなわち降服の儀礼となる。したがって和平の意となる」と述べています（字統より）。

「君子は和して同ぜず」とは、「君子はたとえ軍門に下り、降服の儀礼をとることはあっても、勝者に対して一線を画し、同化はしない」が本意となります。アメリカ軍に破れたイラク国民の心情は、まさに「和して同ぜず」であろうと思います。

これに対し太平洋戦争に敗れた日本は、アメリカと「和して同じ」ました。「漢字を廃止せよ」と迫ったアメリカの意向を受け、日本政府は当用漢字（現在の常用漢字）として 1850 字のみを使用するという漢字制限を断行しました。

漢字の素養を失った現代の人々は、「合意」と

「同意」の違いが理解できなくなっていました。「合」は祝禱の器に蓋をすることであり、約定が成り、これを載書として祝禱の器に収めることを示しま

す。ここから契約、盟誓の成ることを言います。一方、「同」は袂い清めることによって一体になることを言い、その儀礼の参加者が合一することを意味します。

合意とは、反対意見を持つ人がいる場合、十分な話し合いをし、その上で多数決等によって結論を出す行為です。これに対し同意は、反対意見がある場合に全員一致の結論を得るまで話し合いをし、行動しません。

平成 17 年度開催の北海道都市問題会議において、小林好宏先生は都市計画行政におけるパターンリズムについて基調講演をされました。その中で地方自治体の長、いわゆる首長さんの個性、自己主張をする重要性を指摘しました。住民との「同意」に捕らわれすぎると、「反対者が一人でもいる限り、私は橋を造りません」と言った元都知事の過ちを繰り返すこととなります。マスコミはこの言葉に続く、「もし敵が攻めてきたときに



は川を徒歩で渡ることを覚悟の上で、を割愛して報道してきました。

しかしパターンナリズムが行き過ぎると、今日の小泉首相のようになります。小泉首相はブッシュ大統領に「同じ」、大量破壊兵器が発見されなかったイラクに自衛隊を派遣し、科学的プロセスを省略してアメリカ産牛肉の輸入を解禁しました。

「組織の長」の振る舞いは重要であり、しかも難しいものがあります。それを十分理解した上で、

2006～2007 年の北海道都市地域学会の会長に指名されたことを重く受け止めます。会長職は私にとって極めて名誉なことであり、全力を尽くして学会の発展のために貢献します。しかし学会運営は「合意」ではなく、「同意」をもって行うことを約束します。なぜならば、学会は権力機構ではなく、「同学の志」の集まりであるからです。

学会員の皆様のご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

地域社会の再構築に向けて — コミュニティ FM 研究の意義 —

北 郷 裕 美

(札幌学院大学 地域社会マネジメント研究センター)

高度経済成長という 20 世紀を象徴する枠組みの構造的な限界が顕在化した現在、新しい社会のあり方（グランドデザイン）が問われており、その鍵を握る地域社会の再構築（再生）は急務といえる。そのために、持続的発展が可能な生活圏として自立（自律）しうる地域社会システムをいかに構築するべきか。地域と言う足元をしっかりと見据えた理論的・実践的研究が求められている。「地域再生」、「まちづくり」と声高に言われているが、実際、地域には各々有数の資源やソーシャルキャピタルが潜在的に存在し、その資源の再活用なしに地域の再生はあり得ない考える。そのためには、地域として自律した社会、文字通り「地域社会」を創り上げることが必要となる。即ち「地域」から、政治的・経済的・文化的に「自律」した「地域社会」を、地域住民（生活者）自らが主体となり創り上げることが必要となる。

その重要な要件の一つとして、地域社会固有の

コミュニ
ケーションを再構築する必要があると考える。私は、この担い手として昨今急速に数を増す「コ



ミュニティ FM」に着目し、その役割を再定義してみようと考え研究している立場である。コミュニティ FM とは、市町村の一部の地域において、地域に密着した情報を提供することを目的に、1992 年に制度化された超短波放送（FM）のことである。開局に際しては総務大臣の免許を受けることが必要であり、所謂ミニ FM 放送とは全く別

のものである。一般的な評価として「地域密着」「住民参加」「防災」型メディアとされる。それは電波的限界性を特徴としているが、この事実を積極的に評価することにより、地域社会固有のコミュニケーションツールとして設定することができる。地域社会に根ざす事を前提に成立するコミュニティ FM は、「地域」から「地域社会」へ転換する役割を担う力を備えていると考えるところから研究はスタートしている。

私は、地域住民、地域の生活空間を繋ぐことで、初めて地域社会再構築の道が開けるという視点に立ち、今、コミュニティ FM がどのような情報を発信することが可能なのか、繋ぐツールとしてはどのような役割を担えるのか、という課題を明らかにするために調査を行っている。これは「地域」から「地域社会化」に伴う、「新しい公共性」の調査でもある。このことは、電波的・空間的限界性つまり、ある一定の範囲内からの情報の掘り起こしと、その範囲内での生活者に対する情報発信は、ともに顔の見える関係を前提としており、コミュニティ FM 自らが生活者の視点を持ち、地

域社会での情報の受・発信の「場」として存在する事を意味する。その上でコミュニティ FM は「地域社会」の枠内に確固として存在する地域メディアとして位置づけられる。

コミュニティ FM は、地域生活者自らが、制作に参加することはもちろんのこと、パーソナリティーとして参加することもある。つまり、身近な生活の情報を生活者自身が発信することにより、「情報のキャッチボール」という要素が強いことが特徴である。このことは、一方通行の情報発信ではなく、同時に受信するという性格を併せ持つものであり、地域社会のコミュニケーションツールとしての役割を担える要素である。同時に、住民参加型を特徴とするコミュニティ FM は、生活者の相互関係を再構築する「空間」も提供している。

このように私は、コミュニティ FM を地域内コミュニケーションの再構築ツールとして位置づける研究を通して、地域再生のための新たな固有のマネジメント論を構築することを目指し、日々活動している。



第 44 回研究発表会

日時：2006 年 8 月 25 日（金）14：30～17：40

会場：北海道大学言語文化部 105 号

【一般研究論文】

- 1) 公的トイレのアクセシビリティに関する
評価視点の考案
佐川景子(北海道大学大学院工学研究科) /
○森傑(同)

- 2) 利用者による公立文化ホールへの支援
○酒井智美(北海学園大学大学院法学研究科)
/ 佐藤克廣(北海学園大学法学部)

- 3) 札幌市創成川を事例とした都心の水辺
空間の整備に関する市民の意向
○松島肇(北海道大学大学院農学研究院) /
愛甲哲也(同)

- 4) 住宅市場圏構成から見た市町村合併に関
する一考察

○眞嶋二郎(北海道大学名誉教授)

- 5) 『さっぽろ都心交通計画』がめざすもの」
○内田賢悦(北海道大学大学院工学研究科)

【奨励研究論文】

- 1) 札幌市路線バスの総合的効率性評価
○東本靖史(日本データサービス) /
岸邦宏(北海道大学大学院工学研究科) /
佐藤馨一(同)

- 2) 季節ごとにみる都市空間の建築ファサードと連続性
○畠山雄豪(北海道大学大学院工学研究科) /
森傑(同) / 奥俊信(大阪大学大学院工学研究科)

2006 年次奨励研究

- 1) 佐川 景子(北海道大学大学院)
「公共的トイレのアクセシビリティの評価
とその手法」

本研究は、公共的トイレのアクセシビリティを評価する手法を考案し、札幌駅周辺の公共的トイレのパブリック・キャパシティを把握することを目的としている。この研究において「パブリッ

ク・キャパシティ」とは、ある設備の公共的な利用に対する受容力を指している。応募者はすでに公共的トイレを実際に利用する際の有効性を示す評価指標の開発を進めており、それに改良を加え、よりユニバーサルに応用可能な評価手法の考案に結びつけていくこと、さらには、チェックシートの評価項目を評価主体にとって異なるバリアの重みづけを考慮して数値化することを目指している。方法的

には、ワークショップの開催を通じより多くの障害者の人たちの意識調査とチェックシートの改善を目指しており、今後の研究の社会的関連性に大いに寄与するものと思われる。

2) 大井 元揮 (北海道開発技術センター)
「北方都市の都市基盤整備における受益者負担に関する基礎的研究 ―流雪溝を事例として―」

本研究は、雪対策施設のうち流雪溝を対象とし、仮想市場法の支払意思額 (WTP) データを用いて、流雪溝沿道住民とそれ以外の

住民の受益と負担の関係について、“支払意思額”と“流雪溝から居住地までの距離”の観点から考察を行うことを目的としている。具体的には、“道路管理者”、“流雪溝沿道住民”、“流雪溝非利用住民”の3者の関係について整理し、便益帰着構成表を製作し、便益享受の関係を明らかにすることとしている。少子高齢化及び生産人口減少時代の受益と負担の関係について考究することは、近年の逼迫した地方財政状況を考えた場合、必要不可欠であると同時に、持続可能な都市形成に寄与すると思われる。

第 68 回全国都市問題会議

「都市の連携と交流―まちのちからの活用―」

「第 68 回全国都市問題会議」が 7 月 20・21 日に札幌コンベンションセンターで開催された。

【第 1 日目】

基調講演

川勝平太 国際日本文化研究センター教授：
まちの「ちから」は景観から―都市（アーバン）化から農業（ルーラル）化へ―

大都市圏への集中と地方の過疎化の問題の解決には都市の農村化（水・緑・土志向）を進める必要がある。「二十一世紀の国土のグランドデザイン」では歴史と風土の特性に根ざした新しい文化と生活様式をもつ人々が住む美しい国土、庭園の島づくりが提唱されている。市町村合併の次には都道府県合併が行なわれる。日本は 4 区分し、

西日本（海の州） 関東地方（野の州） 中部地方（山の州） 東北・北海道（森の州）とするのが適切である。日本の自然は日本人の精神性を反映しており文化的景観を形成している。新首都は杜の都とし、全国に鎮守の杜の都が展開されることが望ましい。「森の州」の州都は新千歳空港と札幌の中間にある豊かな森のある地域が相応しいのではないかと。

主報告

上田文雄 札幌市長：

「二人の偉大なアーティストの遺産」～「モエレ沼公園」と「PMF」

「モエレ沼公園」は、イサム・ノグチの「公園全体をひとつの彫刻とみなす」コンセプトの下、昨年 7 月の「海の噴水」の完成によりグランドオ

ーブンを迎えた。「PMF」は20世紀を代表する指揮者・作曲家・教育者である「レナード・バーンスタイン」が創立した「国際教育音楽祭」である。二人の偉大な芸術家の遺志は今日まで継承されており、今後は「経済」と「芸術文化」を融合する視点を大切にしていきたい。

特別講演

安藤 忠雄（建築家）：市民参加のまちづくり

まちづくりは、そこに住まう人々が積極的に参加してこそ意義がある。表参道ヒルズでは、半世紀近く受け継がれてきた同潤会アパートの街並み心象風景をどのような形で残していくかを主題とした。サントリーミュージアムでは美術館の敷地と海の間、大阪市や国の管理する空間まで領域を超えた空間を形成した。建築とは、場所に刺激を与え、活性化することを目的とした環境芸術である。その意味では、瀬戸内オリーブ基金や造幣局の桜の会・平成の通り抜け運動もまた建築である。日本人は恵まれた自然環境を活かし、自然を楽しむ感性に長けた民族であり、文化もまた自然を頼りに育まれてきた。その感性を呼び覚まし、市民の力によって理想の風景・現在の庭園づくりを進めたい。

一般報告

篠田 昭 新潟市長：食と花で開かれる「政令市・新潟」の扉

新潟市は本州日本海側初の政令指定都市を目指している。目標は「1.世界とともに育つ日本海政令市2.大地とともに育つ田園型政令市3.地域とともに育つ分権型政令市」である。田園と日本海の二つのキーワードを統合し、食と花で世界に貢献するため、食と花の世界フォーラムを開催する。また、江戸時代からの「町人自治」の気風を活かして全国で初めて地域協議会を行政区単位で設

置する予定である。

小菅 正夫 旭川市旭山動物園長：旭山動物園の改革

旭山動物園は、平成8年に入園者が26万人にまで落ち込んだため、原点に立ち返りなぜ動物園に来ないのか聞き回った。動物が動かない。いつも同じとの答え。実は、動くところを見せていなかった。そこで理想の動物園を夢見つつ、職員ができることから試行錯誤した。動物たちが最も魅力的に見えるには、動物が幸せに感じる、幸せな動物たちを見てもらうのが一番だと感じ、行動展示、能力展示、環境エンリッチメントの手法を取り入れた。職員たちの夢も次第に実現させ、平成17年の入園者数は200万人を突破した。動物たちが幸せな環境を作ったことで、多くの貴重動物の繁殖にも成功した。感動を与える展示を通して、多くの人々が野生動物を守り、自然環境を損なわないように暮らし、世界の環境保全活動を支援する気持ちになることを願っている。

【第2日目】

パネルディスカッション：都市の連携と交流—まちのちからの活用—

コーディネーター：平野 次郎 学習院女子大学特別専任教授

森雅志 富山市長：富山市のコンパクトなまちづくり

富山市は人口密度が薄く車の保有率が高い都市であるが、公共交通を軸としたコンパクトな街づくりに取り組み、次世代型路面電車・富山ライトレールを開業させた。公設民営で沿線まちづくりに取り組み、都心部の魅力付けを行い、23時台まで公共交通を走らせ、乗降客が増加している。

中山 弘子 新宿区長：歩きたくなるまち 新宿

歌舞伎町から危険なイメージを払拭し、外国人

を含めた多様な大人の文化を楽しめるまちにするため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会を設置して、安心・安全を推進するクリーン作戦プロジェクト、文化的な賑わいを創造する地域活性化プロジェクトを立ち上げた。住んでいる人が愛着を持てるように、まちの個性、歴史と自然の記憶・遺伝子を確認しそれを磨く活動を展開している。経済活動との一体化、新たな担い手を引き込んでゆくためのビジョンが大切である。地方の役に立つ人生を送る人のためのふるさと支援センターを作っており、地方との連携を図って行きたい。

小林 英嗣 北海道大学大学院教授：「生命基盤としての美しい国づくり」による交流戦略

アイルランドでは 50 年前からタイディタウン運動を行っている。コミュニティや企業を対象とした美しいまちづくりのコンテストである。当初は観光客誘致を目的としたゴミの片付け運動だったが、1980 年代半ばからは、風景、景観、国民の精神と文化、環境の保護と循環、生活質の固有性、農村の多様性や新産業育成へと内容を拡大した。美しく安全なアイルランドに拠点を置く企業も増えるなど、情に訴えかける基盤づくりといえる。北海道シーニックバイウエイ構想が今年から全国風景街道の取り組みとして展開される。地域が連携して海外に向けても情報を発信しはじめる。危機感を共有し想いを集めることが大切である。

齋藤 未来 (株)ナムコ・チームナンジャ・キャスティングディレクター：フードテーマパーク時代の到来～ナムコ・チームナンジャの事業戦略

フードテーマパークは坪当たりの高い集客力により母体施設の活性化を狙っている。取材によ

るパブリシティのシャワー効果も多大である。自由が丘スイーツフォレストは、パティシェを社会現象にし、自由が丘を女性の住みたい街ナンバー 1 にした。テーマ探しの根幹にあるのは地域の歴史・文化などの特色である。リピーターを集め続けるには話題性をつくり続けていくことが必要で、人間の力・想いの結集が重要である。

安田 潤一郎 早稲田商店会長：安心・安全はまちのうりもの

夏休みで学生がいない商店街の夏枯れ対策としてエコサマーフェスティバルを開催した。ゴミゼロ実験に取り組み、ゴミ減量リサイクルがまちづくりへと進化するまち場の活動を展開している。人手がないので、学生や高齢者を担い手とした。道路管理者などには文句を言うのではなく相手の喜ぶことを考え実施している。イベントを行う理由はすばらしい時間を共有するためである。商店主がそこに住んでタウンキーパーを自分達でやることが重要で、住まうことにインセンティブを与える必要がある。

井上 繁 常磐大学教授：都市の連携と交流の現代的意義と新展開

キーワードは、「連携と交流」、「集客都市」、「まちの力」の 3 つである。まちの力が集客に繋がる。地域の人々が住み、誇りを持つ、その姿が魅力となる。地域条件の似通った都市同士が互いの技術や経験を交流することによって新たな発想や試みが生まれる。

夕張市の財政破綻で打ちひしがれているのではなく、中心都市の首長はリーダーシップを発揮するべきである。

(北海道都市地域学会 企画委員会)

都市の中の水辺

小川 祐美

(北海道大学地球環境科学研究所)

環境問題、環境教育の重要性が認識され、最近では、さまざまな方面から環境教育への取り組みが行われてきている。また、アウトドア活動を学ばせるための各種スクールや講習会、エコツアーなども盛んに開催されている。かつてはこのような、自然にふれあい、そこからさまざまなことを学び経験するというのが、現在よりも身近な場所で可能であった。子供どうしても容易に行ける場所で、遊びを通じて自然の多様性を経験できる場が少なくなかった。

しかし現在、都市域では、徒歩圏内にこのような自然に触れ合うことのできる場は多くない。自動車で行ける範囲には、自然公園や、キャンプ場などのアウトドア施設を見つけることができる。しかし、このような施設の近隣に住んでいる住民を除いては、そこを利用する頻度は限られ、また、利用者の居住地も広域にわたるため、日常的に複数の人間どうしが係わり合いを持ちながら、自然に親しむといった場にはなりにくい。一方、都市域にも一定のエリアごとに点在する近隣公園では、小さな子供たちとその保護者が集う光景をよく見かける。しかし、このような施設では自然に触れ合う場が提供されていることは少ない。日常の生活の中で、気軽に自然と親しむためには、自然豊かな場が近くに存在するだけでなく、ある程度人の手が加えられ、管理がなされていることと同時に、そこでの安全が確保されていることが必要である。かつて、地域住民のつながりが保たれて

いた時代には、住民による見守りの体制や、住民同士のコミュニケーションによる危険な場所についての認知がなされていた。

子供同士が遊ぶ場合も、年長者から年少者まで複数の子供達と一緒に遊ぶことが、危険の回避につながっていた。しかし今日、特に都市域では、住民同士のコミュニケーションが希薄になると同時に、少子化や自家用車の普及による行動範囲の広がりに伴い、地域住民同士や居住地域についての関心、認知が低下してきている。こういったことから、身近な場所で自然に触れ合い、さまざまな経験をすることは、現在の都市域では非常に難しくなっている。

このように環境教育や自然に触れ合うことの重要性が認識されると同時に、コミュニティ再生の重要性も叫ばれるにいたった今日、都市域における河川空間はさまざまな可能性を秘めた貴重な場であると考えることができる。なぜなら、河川空間は、現在の都市空間の約 1 割を占め、また、市街地における水辺までの距離は約 300m であり¹、徒歩や自転車などで行



ける範囲に存在しているからである。また、私有地についての土地利用の改変や規制が難しい日本において、河川空間は公有地でありながら、河川に沿った広い空間となっているからである。

今日、例えば川に隣接する都市で生活していても、そこを流れる水に触れたことのある人は少ないのではないだろうか。北海道の市街地を流れる、現在は暗渠や、排水路としての役割しか果たさなくなった中小の河川のいくつかは、かつては水遊びの場であり、洗い物などの生活用水として利用され、秋には鮭の遡上の様子を見ることができる、身近な場所であった。しかし、現在、河川堤防や、橋の上から眺めることはあっても、その水面までアクセスすることは日常生活ではほとんどなくなり、暗渠や水路となった河川にいたっては、その存在すら意識することが少なくなっていると思われる。

このような都市河川への関心、アクセス低下の背景には、さまざまな問題がある。かつては市街化による河川水質の悪化が顕在化し、一部都市の河川では悪臭を放つような状況もあった。このような環境の悪化に伴い、1970 年水質汚濁防止法が制定され、翌年度から水質汚濁に関わる環境基準項目について水質の測定が行われてきた。現在では、工場からの排水規制や下水道整備なども進められ、河川水質は向上しつつある。環境省による公共用水域での水質測定結果では、河川について、有機汚濁の指標となるBOD又はCODの環境基準達成率は、1974 年度の 51.3%から 2004 年度では 89.8%と向上してきている²⁾。しかし一方で、下水道整備による雨水の流域外へのバイパスや、道路や建物などに地表面が覆われることで、雨水の地下浸透が妨げられ、地下水からの河川水の涵養量が減少し、平常時の流量の低下が認められ

る河川もある。また、都市河川の多くが、護岸工事により2面張りや3面張りのコンクリートで覆われ、水路としての機能に重点が置かれてしまっている。このような流量の変化と水質の悪化、河川の形状の変化（直線化、護岸工事など）により、都市河川の多くで、その河川生態系が失われ、あるいはその多様性が劣化した状態になっている。

このように構造的に水面にアクセスしにくくなっているのと同時に、河川にアクセスしようとする動機付けに欠けるといった理由から、日常生活で近くの河川空間を利用することは、難しくなっている。例えばこのような身近な河川空間に、安全が確保され、適度に管理された自然の場を再生すれば、景観の向上とともに、身近に自然を感じることでできる憩いの場、遊びの場を提供できるのではないだろうか。そして近隣にそのような場が存在することは、周辺住民のコミュニケーションの機会を与え、間接的にコミュニティ再生にも寄与できるのではないと思われる。

現在、自然再生の試みは、湿地やため池などと同様に、全国各地の河川でも行われつつある。かつての自然の川が持っていた多様な機能を持たせることで、河川空間から都市環境へのメリットを最大限に得ようとするものである。このような自然再生事業を進めて行くにあたっては、多角的な視点から都市域の河川空間の機能について客観的に評価し、そこから得られる効用をできる限り向上させるような自然再生のあり方について提示して行く必要がある。また、都市域にある河川は、多くの場合下流部に存在し、その流量や水質は上流側の地域と密接に関わりを持つ。こういった意味からも、上流域も含めた、流域内のさまざまな場の条件に応じて、河川空間に要請される機能を客観的に評

価し、適切な利用の仕方についてのすみわけ、ゾーニングを進めていく必要がある。

このような考えの下、北海道の河川流域を対象として、その土地利用配置や河川整備の方法によって、河川環境や周辺の生活環境にどのような効用が得られるかを明らかにすることで、より良い河川流域環境のあり方について提示して行けるのではないかと考えている。

近年、行政機関からさまざまなデータが公開され、GIS（地理情報システム）などを通じて利用可能となっている。このような情報資源を有効に活用することで、河川や流域のあり方に関するさまざまな客観的評価が可能となる。例えば、北海道の河川流域における、農地や市街地の分布、そこでの人為活動が与える水環境への影響などの定量的評価が挙げられる。上述した都市域における河川空間での自然再生事業などについても、都市河川の水質、流量への上流域からの影響を考慮して行うことが可能となる。また都市住民のアメニティの質やコミュニケーション機会への寄与などを含む、多角的な視点から、より多くの効用を得られるような最適配置について検討することも可能と考えられる。北海道においては、豊かな自然とそれによって作られるイメージが観光資源ともな

っている。その意味でも、流域全体での管理と一貫性をもった、都市域での自然豊かな河川空間作りが、よりよい流域環境を創出していくために、重要であると考えている。



於古発川（小樽市）：小樽市中心街を流れるこの川の下流部（妙見川）では、ボランティアによる柳並木の再生が行われている。

¹ 吉川勝秀（2005）：「河川流域環境学」、技報堂出版、p.199

² 環境省：平成 16 年度公共用水域水質測定結果

郷土と結びつくイメージについての一考察

——「郷土の花」を事例として——

品田 早苗

(北海道教育大学大学院)

はじめに

郷土の象徴とされるイメージには、様々なものがある。郷土を象徴するものの一つである県花は、ホームページや広報誌をはじめとする地域紹介の項目に、必ずといってよい程挙げられるものである。「郷土の花」は、その県花とほぼ同意義で使用される場合が多いものである。そこで、郷土と結びつくイメージの決定、すなわち郷土の象徴化が現代においてどのようになされてきたかを考察する一例として、第二次世界大戦直後の「郷土の花」の選定過程を取り上げて検討する。今回は、「郷土の花」の選定理由から花と地域との歴史的・経済的等の結びつきについて調査し、当時の人々が「郷土の花」を選ぶ基準とした要素や「郷土」をイメージする要素として、何を重要視していたのかについて考察する¹。

1. 「郷土の花」の概略とその選定方法

「郷土の花」は、1954(昭和 29)年に各都道府県(沖縄県を除く)を単位として、郷土を象徴するものとして選ばれた花である。その選定には、「有名人や植物関係人が上から指定するのではなく、各都道府県民が、郷土の文化と郷土愛に出発して、これを投票し、郷土を代表する花を決定する」方法を取った(本田 1957:11)。

「郷土の花」選定へむけての周知活動は第二次世界大戦後まもなく始まり、1953(昭和 28)年度にはNHKで各都道府県の花を紹介する番組がラジオで放送されることが決定し、それに合わせて

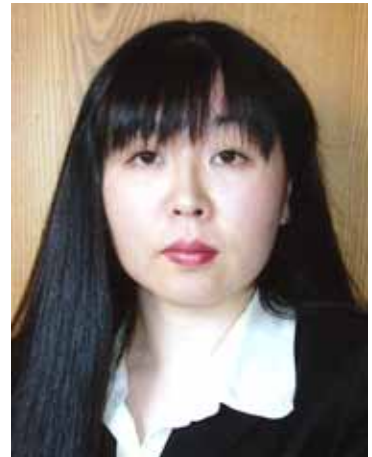
「郷土の花」選定作業が始まった。

「郷土の花」の選定目的は、「植物趣味と植物の愛護精神とを涵養することと、「地方文化並びに郷土愛の高揚を図る」ことであつた。その選定

は、各都道府県民がハガキに「郷土の花」の候補を書いて各都道府県に設置された地方委員会に送ることから始まる。地方委員会が送られてきた意見をまとめて「郷土の花」候補に順位をつけて中央委員会に報告し、中央委員会では地方委員会と調整しながら検討整理して、最終決定するという流れをとった。

2. 「郷土の花」選定理由とその分析

それでは、各都道府県の「郷土の花」選定理由を分類し、「郷土の花」に選ばれた花と地域の結びつきについて調査・分析する。選定理由を分類すると、五つのグループに分類された。一つめは、発祥地もしくは群生地である、天然記念物の指定を受けている、全国的に珍しい、地名にちなんでいる等、花に特徴があるグループで、16 県が該当した。二つめは、昨今に関わらず、郷土の産業と関わりがあるグループで、20 県が該当した。三つめは、花が観光資源の一つになっており、郷土の観光と特に関係が深



いグループで、7 県が該当した。四つめは、郷土の生活に特に関係が深いグループで、1 県が該当した。五つめは、郷土の文学・伝説等と結びついているグループで、2 県が該当した。また、選定理由を大別すると、植物趣味につながる「花に特徴がある」県が 16 県、経済（生活）につながる県（「産業と関わりがある」、「観光に関係が深い」、「生活に関係が深い」グループ）が 28 県となる。「郷土の花」選定にあたっては、「郷土の花」と生活・経済的活動との結びつきが比較的強いと考えられ、選定活動に参加した当時の人々は、花を愛でるよりは生活を重要視して「郷土の花」を選定したと考えられる。

次に「郷土の花」に選定された花に目を向けると、林檎・梅・桃・水仙・茶・桐など 20 種類は、すべて食用もしくは産業で利用される植物の花であった。これらから、食糧増産が最重要課題であった時代を反映して、当時の人々の生活圏には田畑が現代よりも身近に存在しており、そこで栽培されていた食用・産業用作物の花に、人々はいつも関心を寄せていたためにイメージとして定着した可能性が考えられる。そしてもう一つ特記すべきことは、「郷土の花」の選定理由に郷土の観光と特に関係が深いことを挙げる県が、7 県あったことである。このことから、終戦から 10 年も経たない時点において、「郷土の花」選定活動に関わった人々が県のイメージと認識するほど観光が産業としてすでに再興していた、または観光をこれから県を支える主力産業の一つであるとみなしていた可能性があると考えられる。

3. まとめと考察

本稿では、郷土の象徴化を探る上で、「郷土の花」の選定過程を取り上げた。「郷土の花」は、各都道府県民の意見から出発して、各都道府県を象徴するイメージの具象化の作業をす

る方法をとったことにより、「郷土の花」は各都道府県民の意見のある程度反映させた郷土のイメージであると考えられるのではないだろうか。その前提を踏まえると、当時の人々の「郷土の花」を選定する基準は、花を愛でることより生活を重視していた事と、「郷土の花」が郷土のイメージとしてだけではなく、観光など経済活動と結びつく重要な戦略の一つになっていることがわかった。

調査前は、「中央」と「地方」で郷土に対するイメージに関して食い違いが起こる可能性があるのではないかと予想していた。調査の結果、選定後に普及活動が展開されていたにも関わらず、「郷土の花」をシンボルとして使用していない県があり、選定十年後を経て長野のリンドウや愛媛のミカンなど変更を求める声も一部に出ていた（松田 1971：146 参照）。これは、「郷土の花」が複数の県で重複している事例がある反面²、他県との重複を理由に地方委員会から提出された「郷土の花」候補が採用されなかった高知県の事例があるなど、選定過程で都道府県間に対応の差が生じた結果であることが考えられる。

おわりに

郷土と結びつくイメージには、今回取り上げた「郷土の花」以外にも様々なものがある。今回詳細な調査ができなかった「中央」と「地方」の関係を今後の重点調査項目の一つとし、現代における郷土の象徴化に関わる運動の記述・分析作業を今後も続けていきたい。

注)

¹ 本稿は、品田早苗・百瀬響 2006 「『郷土』と結びつくイメージ—『郷土の花』選定過程を中心に—」をもとに、再構成したものである。

² 例えば、「郷土の花」にチューリップの 2 大生産地である富山・新潟、観光目的で選定したといわれる三重・宮崎のハマユウ等、7 種類の植物が重複して「郷土の花」に選定されていた。

2006 年次事務局記録

(1) 会員動静 (2006.1.1 ~ 2006.12.31、以下敬称略)

○ 入会 (届け出順)

正会員 (個人)

名畑 宏一 (臥牛測量設計)
 田村 亨 (室蘭工業大学)
 熊谷 勝弘 (北海道開発技術センター)
 原 文宏 (北海道開発技術センター)
 大井 元揮 (北海道開発技術センター)
 田中 寿明 (北海道開発技術センター)
 田川 正毅 (北海道東海大学)

正会員 (法人)

北海道開発技術センター

学生会員

佐川 恵子 (北海道大学)
 正木 卓 (札幌大学大学院)
 山形 純一 (札幌大学大学院)
 北郷 裕美 (北海道大学大学院)

○ 退会 (届け出順)

正会員 (個人)

後藤 元一 (札幌市立高等専門学校)
 米谷 一心 (ドーコン)
 太田 薫里 (千葉大学大学院)
 曾 碩文 (台湾国立嘉義大学)
 妻神 卓八 (深川市教育委員会)
 阿部 記明 (シン技術コンサル)
 寺谷 亮司 (愛媛大学)
 幅田 雅喜 (ドーコン)
 山下 真由美 (海外居住)

正会員 (法人)

苫小牧市

学生会員

福山 裕子 (北海道大学大学院)
 鈴木 貴仁 (北海道大学大学院)

○ 2006 年次会員数 (2006 年 12 月 31 日現在)

正会員 (個人) 1 0 9 名

正会員 (法人) 1 1 団体

学生会員 1 7 名

賛助会員 2 団体

名誉会員 9 名

計 1 4 8 名・団体

(2) 2006 年次運営体制 (敬称略)

論文委員会

委員長 佐藤克廣 (論文担当理事)
 委員 千葉博正 (理事)、岩井洋、高野伸栄、
 吉田恵介

企画委員会

委員長 千葉博正 (企画担当理事)
 委員 佐藤馨一 (会長)、小林英嗣 (副会長)、
 平澤亨輔 (副会長)、佐藤敏雄 (理事)、
 田村亨

編集広報委員会

委員長 筑和正格 (編集広報担当理事)
 委員 隼田尚彦 (理事)、亀野淳 (理事)、
 小山茂 (理事)

総務委員会

委員長 小山茂 (総務担当理事)
 委員 内田賢悦 (会計担当理事)

(3) 2006 年次事業報告

年報、論文集、ニュースレターの発行

・ 2005 年次学会年報「北海道都市 42」の発行
 (2006 年 5 月)

・ 2006 年次学会論文集「都市学研究 43」の発行
 (2006 年 8 月)

・ 2006 年次「ニュースレター第 1 号」の発行
 (2006 年 7 月)

・ 2006 年次「ニュースレター第 2 号」の発行
 (2006 年 11 月)

第 44 回研究発表会

・ 日時：2006 年 8 月 25 日 (金) 14 : 30 ~ 17 : 40

・ 会場：北海道大学言語文化部 105 号

・ 発表論文 (敬称略) ○ 印は講演者)

【一般研究論文】 5 編

- 1) 公的トイレのアクセシビリティに関する評価
視点の考案
佐川景子(北海道大学大学院工学研究科) /
○森傑(同)
- 2) 利用者による公立文化ホールへの支援
○酒井智美(北海学園大学大学院法学研究科) /
佐藤克廣(北海学園大学法学部)
- 3) 札幌市創成川を事例とした都心の水辺空間の
整備に関する市民の意向
○松島肇(北海道大学大学院農学研究院) /
愛甲哲也(同)
- 4) 住宅市場圏構成から見た市町村合併に関する
一考察
○眞嶋二郎(北海道大学名誉教授)
- 5) 『さっぽろ都心交通計画』がめざすもの」
○内田賢悦(北海道大学大学院工学研究科)

【奨励研究論文】 2 編

- 1) 札幌市路線バスの総合的効率性評価
○東本靖史(日本データサービス) /
岸邦宏(北海道大学大学院工学研究科) /
佐藤馨一(同)
- 2) 季節ごとにみる都市空間の建築ファサードと
連続性
○畠山雄豪(北海道大学大学院工学研究科) /
森傑(同) / 奥俊信(大阪大学大学院工学研究科)

2006 年次奨励研究(敬称略)

- 1) 佐川景子(北海道大学大学院)
「公共的トイレのアクセシビリティの評価と
その手法」
- 2) 大井 元揮(北海道開発技術センター)
「北方都市の都市基盤整備における受益者負担
に関する基礎的研究—流雪溝を事例として—」

第 68 回全国都市問題会議(敬称略)

- ・開催日: 2006 年 7 月 20~21 日
- ・会場: 札幌コンベンションセンター
- ・主催: 全国市長会、東京市政調査会、日本都市セクター、
札幌市
- ・協賛: 全国市長会館
- ・議題: 都市の連携と交流—まちのちからの活用
- ・基調講演: 川勝平太(国際日本文化研究センター教授)
『まちの「ちから」は景観から』
- ・主報告: 上田文雄(札幌市長)

『2 人の偉大なアーティストの遺産

「モエレ沼公園」と「PMF」』

- ・PMF: 札幌コンベンションセンターコンサート
- ・特別講演: 安藤忠雄(建築家)
『市民参加のまちづくり』
- ・一般報告: 篠田昭(新潟市長)
『食と花で開かれる「政令市・新潟」の扉』
- ・一般報告: 小菅正夫(旭川市旭山動物園園長)
『旭山動物園の改革』
- ・パネルディスカッション:
『都市の連携と交流 - まちのちからの活用』
コーディネーター: 平野次郎(学習院女子大学特別
専任教授)
- パネリスト: 井上繁(常磐大学教授)、安井潤一郎
(早稲田商店会会長)、小林英嗣(理事)、
齋藤未来(ナムコ)、中山弘子(新宿
区長)、森雅志(富山市長)

北海道都市地域学会ワークショップ(敬称略)

- ・日時: 2006 年 10 月 20 日(金) 18:30~20:30
- ・会場: 北海道クリスチャンセンター 2 階大ホール
- ・共催: 日本商店街学会
- ・テーマ: 新しい都市計画制度とまちづくり
—商業立地の側面から都市計画制度を考
える—
- ・コーディネーター: 千葉博正(理事)
- ・話題提供: 中谷誠(北海道建設部都市計画課長)

総会・理事会

< 第 1 回理事会 >

2006 年 4 月 20 日(木)
北海道大学ファカルティハウス・エンレイソウ

- ・入退会の承認
- ・2005 年次事業報告・会計報告
- ・2006 年次予算・事業計画の確認
- ・各委員会の構成について
- ・奨励研究の募集について
- ・「北海道都市」「都市学研究」の発行について 等

< 第 2 回理事会 >

2006 年 7 月 14 日(金)
北海道大学ファカルティハウス・エンレイソウ

- ・入退会の承認
- ・2006 年次中間会計報告
- ・第 68 回全国都市問題会議について

- ・奨励研究の募集について
- ・2006 年次総会・研究発表会について
- ・2006 年次奨励研究の選考について 等

< 第 3 回理事会 >

2006 年 8 月 25 日（金）

北海道大学言語文化部 105

- ・入退会の承認
- ・総会の報告・審議事項について
- ・研究発表会について 等

< 通常総会 >

2006 年 8 月 25 日（金）

北海道大学言語文化部 105

- ・報告事項
 - 1) 会員動静
 - 2) 2006 年次奨励研究
 - 3) 年報、論文集、ニュースレターの発行
 - 4) 2006 年次運営体制
 - 5) 第 68 回全国都市問題会議
- ・審議事項
 - 1) 2005 年次事業報告
 - 2) 2005 年次決算報告
 - 3) 2006 年次事業中間報告
 - 4) 2006 年次中間決算報告
 - 5) 2007 年次事業計画
 - 6) 2007 年次予算案
 - 7) 2006-2007 年次役員体制

- ・奨励研究授与

< 第 4 回理事会 >

2006 年 10 月 12 日（金）

北海道大学ファカルティハウス・エンレイソウ

- ・日本学術会議協力学術研究団体申込書について
- ・北海道都市地域学会・日本商店街学会共催ワークショップ

< 第 5 回理事会 >

2006 年 12 月 15 日（金）

北海道大学工学部 A 棟 1 階 A151 教室

- ・入退会の承認
- ・「都市学研究」論文応募について

- ・ニュースレターの発行について 等
- ・日本学術会議協力学術研究団体申込書について
- ・次年次スケジュールについて 等

（ 4 ） 2006 年次役員

会長	佐藤 馨一	北海道大学大学院工学研究科教授
副会長	小林 英嗣	北海道大学大学院工学研究科教授
	平澤 亨輔	札幌学院大学経済学部教授
理事	愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究科助手
	足達 健夫	専修大学北海道短期大学助教授
	飯田 俊郎	札幌国際大学社会学部助教授
	石本 正明	北海道大学大学院工学研究科助手
	内田 和男	北海道大学大学院経済学研究科教授
	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究科助手
	太田 清澄	札幌学院大学大学院地域社会マネジメント研究科教授
	押谷 一	酪農学園大学環境システム学部教授
	亀野 淳	北海道大学高等教育機能開発センター助教授
	小山 茂	札幌大学短期大学部助教授
	佐藤 克廣	北海学園大学法学部教授
	佐藤 敏雄	ドーコン総合計画部技師長
	田中 博之	北海道市長会事務局長
	千葉 博正	札幌大学経営学部教授
	筑和 正格	北海道大学大学院国際広報メディア研究科教授
	中井 和子	中井仁実建築研究所環境デザイン室
	中原 宏	札幌市立高等専門学校教授
	野口 孝博	北海道大学大学院工学研究科教授
	隼田 尚彦	北海道情報大学助教授
監事	浅川 昭一郎	北海道大学大学院農学研究科教授
	矢島 建	プランニングワークショップ代表取締役

(5) 2006 年決算報告

(2006 年 1 月 1 日 ~ 2006 年 12 月 31 日)

収入の部 (円)				支出の部			
費目	予算額	決算額	差額	費目	予算額	決算額	差額
繰入金	160,000	426,336	266,336	事業費	530,000	376,170	153,830
前年度繰越金	160,000	426,336	266,336	編集発行費	300,000	205,170	94,830
				研究発表会費	50,000	16,000	34,000
会費収入	778,000	640,000	-138,000	研究奨励費	100,000	100,000	0
正会員(個人)	540,000	468,000	-72,000	北海道都市問題会議	30,000	0	30,000
正会員(法人)	150,000	130,000	-20,000	北海道都市地域学会セミナー	50,000	55,000	-5,000
学生会員	48,000	12,000	-36,000				
賛助会員	40,000	30,000	-10,000	運営費	145,000	114,160	30,840
				総会費	15,000	0	15,000
その他	100	27,034	26,934	理事会費	15,000	14,160	840
預貯金利息	100	34	-66	編集広報委員会費	55,000	50,000	5,000
都市問題会議	0	27,000	27,000	論文委員会費	50,000	50,000	0
				企画委員会費	5,000	0	5,000
				総務委員会費	5,000	0	5,000
				事務費	210,000	92,625	117,375
				消耗品費	5,000	2,780	2,220
				通信費	120,000	58,170	61,830
				事務用印刷費	40,000	29,400	10,600
				雑費	5,000	2,275	2,725
				人件費	40,000	0	40,000
				予備費	53,100	0	53,100
				予備費	53,100	0	53,100
合計	938,100	1,093,370	155,270	合計	938,100	582,955	355,145
収支残高				1,093,370 - 582,955 = 510,415			

A, 次年度繰越金 510,415 円

B . 日本都市学会会費取扱 (2006.1.1 ~ 2006.12.31)

徴収額	56,000
本部事務局送金額	
取扱残高	56,000

A . および B . の残高合計	566,415 円	(残高内訳)	郵便局振替口座	138,000
			通常郵便貯金	48,538
			北洋銀行普通預金	311,358
			小口現金 (庶務)	10,320
			小口現金 (会計)	58,199
			残高合計	566,415

(6) 2007 年次予算

(円)

収入の部		支出の部	
費目	予算額	費目	予算額
繰入金	510,415	事業費	600,000
前年度繰越金	510,415	編集発行費	300,000
		研究発表会費	50,000
		研究奨励費	100,000
会費収入	751,000	北海道都市問題会議費	100,000
正会員（個人）	540,000	北海道都市地域学会セミナー	50,000
正会員（法人）	120,000		
学生会員	51,000		
賛助会員	40,000	運営費	145,000
		総会費	15,000
		理事会費	15,000
		編集広報委員会費	55,000
その他	100	論文委員会費	50,000
預貯金利息	100	企画委員会費	5,000
		総務委員会費	5,000
		事務費	230,000
		消耗品費	5,000
		通信費	120,000
		事務用印刷費	40,000
		雑費	5,000
		人件費	60,000
		予備費	286,515
		予備費	286,515
会計収入計	1,261,515	会計支出計	1,261,515

北海道都市地域学会 2007 年次役員

会 長	佐藤 馨一	北海道大学大学院工学研究科教授	交通計画
副会長	小林 英嗣	北海道大学大学院工学研究科教授	都市計画
	平澤 亨輔	札幌学院大学経済学部教授	都市経済学
理事	愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究科助教	造園学
	足達 健夫	専修大学北海道短期大学准教授	地域計画、交通計画
	飯田 俊郎	札幌国際大学社会学部准教授	都市社会学
	石本 正明	北海道大学大学院工学研究科助教	都市計画、建築計画
	内田 和男	北海道大学大学院経済学研究科教授	マクロ経済学
	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究科助教	交通計画、交通工学
	太田 清澄	札幌学院大学大学院地域社会マネジメント研究科教授	都市計画
	押谷 一	酪農学園大学環境システム学部教授	資源再利用学
	亀野 淳	北海道大学高等教育機能開発センター准教授	経営学
	小山 茂	札幌大学短期大学部准教授	都市計画、交通計画
	佐藤 克廣	北海学園大学法学部教授	自治体行政
	佐藤 敏雄	ドーコン総合計画部技師長	都市計画
	田中 博之	北海道市長会事務局長	行政
	千葉 博正	札幌大学経営学部教授	交通システム、都市地域計画
	筑和 正格	北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院教授	都市文化論
	中井 和子	中井景観デザイン研究室	景観計画、環境色彩計画
	中原 宏	札幌市立大学デザイン学部教授	都市計画
	隼田 尚彦	北海道情報大学准教授	環境行動学
監 事	浅川昭一郎	札幌市公園緑化協会理事長	造園学
	矢島 建	プランニングワークショップ代表取締役	都市計画

北海道都市地域学会事務局（2006 年 1 月～2007 年 12 月）

062-8520 札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3-1 札幌大学女子短期大学部経営学科小山研究室内
TEL&FAX：011-852-9342 E-mail:koyama-s@sapporo-u.ac.jp

北海道都市地域学会 2007年次 会務理事・委員会構成

会務理事

企画担当理事	千葉 博正
編集広報委員会理事	筑和 正格
論文担当理事	佐藤 克廣
会計担当理事	内田 賢悦
庶務担当理事	小山 茂

企画委員会	委員長	千葉 博正
	委員	佐藤 馨一
		小林 英嗣
		平澤 亨輔
		佐藤 敏雄
		田村 亨

編集広報委員会	委員長	筑和 正格
	委員	隼田 尚彦
		亀野 淳
		小山 茂

論文委員会	委員長	佐藤 克廣
	委員	千葉 博正
		太田 清澄
		高野 伸栄
		吉田 恵介

総務委員会	委員長	小山 茂
		内田 賢悦

「北海道都市」編集規程

1986年3月24日制定

1989年8月29日改正

1991年9月26日改正

2000年4月24日改正

1．編集広報委員会の構成

- (1) 編集広報委員会は委員長と若干名の論文委員から構成される。
- (2) 委員長および委員の任命は北海道都市学会会則第22条に基づく。
- (3) 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2．編集広報委員会の任務

編集広報委員会の「北海道都市」に関わる任務は、
「北海道都市」掲載内容の企画
原稿の執筆
寄稿原稿の依頼
その他の「北海道都市」の編集に関すること
とする。

3．原稿の執筆要綱

原稿の執筆要綱は編集広報委員会が定めるものとする。

4．規程の改正

この規程の改正は、理事会において決定する。

北海道都市地域学会論文委員会規程

2000年4月24日制定

2004年12月7日改正

1．論文委員会の構成および役割

- (1) 論文委員会は委員長と若干名の論文委員から構成される。
- (2) 委員長および委員の任命は北海道都市地域学会会則第22条に基づく。
- (3) 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (4) 論文委員会の役割は「都市学研究」の編集および研究発表会の企画とする。

2．論文委員会の業務

論文委員会の業務は、
論文の受理
投稿原稿の査読委員の選定と依頼
特別寄稿論文の依頼
投稿論文の登載可否の決定
委員会活動の編集広報委員会への報告

その他の「都市学研究」の業務に関することとする。

3．査読および登載の決定

- (1) 論文委員会から依頼された査読委員は、査読にあたって以下のいずれかの評価を行い、論文委員会に報告する。
 - a) 登載して良い
 - b) 修正を要する
 - c) 登載に値しない
- (2) 英文アブストラクトも査読の対象とする。
- (3) 査読委員の審査の結果を受けて、論文委員会は登載の可否、再審査を決める。
- (4) 論文委員会は再審査を決めた論文については投稿者に修正を求め、再提出された論文に関して再審査を行う。この場合、審査終了期日までに「登載可」の評価が下された論文を当該年次の「都市学研究」に掲載する。

4．論文の種別と投稿資格

- (1) 論文の種別は下記の通りとする。
 - a) 研究発表会で発表した研究論文
 - b) 一般投稿論文
 - c) 論文委員会が依頼した特別寄稿論文
 - d) 調査・報告
- (2) 前節論文種別のうち、a)、b)については2条に定める論文委員会の考査を経る。
- (3) 投稿資格については下記の通りとする。
 - a)、b)、d)の筆頭者は北海道都市地域学会の会員であることとする。
 - c)の投稿資格は会員・非会員を問わない。

5．論文の執筆要領

- (1) 論文の投稿者は、論文委員会が定めた執筆要綱に沿って論文原稿を執筆する。
- (2) 下記の論文概要を提出する。
英語100語程度、日本語300字程度の論文要旨

6．論文原稿の投稿期限

投稿論文は論文委員会が定めた投稿期限内に投稿しなければならない。投稿期限に間に合わないものは登載しない。査読を受け修正が必要と認められた論文についても同様である。

7．著作権

- (1) 著者は、掲載された論文の著作権の使用を本会に依託する。ただし、本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、現著者に連絡し許諾の確認を行う。
- (2) 著者が、自分の論文を自らの用途のために使用することについての制限はない。

8．規程の改正

この規程の改正は、理事会において決定する。

北海道都市地域学会ホームページ作成規程

2005 年 4 月 21 日制定

1．ホームページ作成の目的

北海道都市地域学会は、学会員内外に広く情報を提供するためホームページを作成し、公開する。

2．作成責任

ホームページは編集広報委員会の責任において作成し、公開する。

3．ホームページの掲載事項

ホームページには以下を掲載する。

北海道都市地域学会の概要

北海道都市地域学会の構成

北海道都市地域学会の活動予定及び活動結果

北海道都市地域学会の刊行物の全部または一部

北海道都市地域学会員内外へのお知らせ事項

その他必要と認めるもの

4．ホームページ作成に当たっての各委員会の役割

各委員会は上記項目について、速やかに原稿を作成し、編集広報委員会に提出する。

5．ホームページの更新

ホームページはできる限り最新の情報に更新する。

6．著作権

本ホームページの著作権は北海道都市地域学会に属する。

7．規程の改正

この規程の改正は、理事会において決定する。

北海道都市地域学会会則

1963 年 6 月 29 日制定
1966 年 10 月 1 日改正
1970 年 7 月 16 日改正
1973 年 12 月 1 日改正
1976 年 8 月 28 日改正
1978 年 3 月 24 日改正
1990 年 5 月 28 日改正
1994 年 11 月 1 日改正
1997 年 9 月 27 日改正
1999 年 9 月 4 日改正
2001 年 9 月 6 日改正
2003 年 12 月 20 日改正

総則

第 1 条（名称） 本会は、北海道都市地域学会と称する。

第 2 条（事務所） 本会の事務局は理事会の定める場所に置く。

目的および事業

第3条（目的） 本会は、都市に関連する研究、調査および課題の解決へ向けた活動を行うことを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- （1）都市の研究調査
- （2）都市研究に対する奨励並びに援助
- （3）研究発表会、研究会の開催およびまちづくりのあり方に関する活動
- （4）内外研究団体等との協力、連絡および情報交換
- （5）都市に関する資料収集並びに保管
- （6）研究論文集（「都市学研究」）、機関誌（「北海道都市、」）その他刊行物の発行
- （7）その他理事会が適当と認めた事項

会員

第5条（会員種別と資格） 会員の種別および資格は次のとおりとする。

（1）正会員

正会員（個人）：都市またはこれに関する事項の研究調査に従事する個人、または本会の事業に参加しようとする個人

正会員（法人）：本会の目的に賛同し、本会の事業に参加しようとする法人または団体

（2）学生会員：都市またはこれに関する事項を研究する学生、または本会の事業に参加しようとする学生

（3）賛助会員：個人・法人または団体であって、本会の目的・事業を賛助するもの

第6条（会費） 会員の会費は次のとおりとする。

正会員（個人）：年額 5,000 円

正会員（法人）：1 口年額 10,000 円とし、口数は1 口以上とする

学生会員：年額 3,000 円

賛助会員：1 口年額 10,000 円とし、口数は1 口以上とする

第7条（入会） 会員になろうとするものは、正会員1名の推薦により所定の入会申し込み書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

第8条（会員の権利） 会員の権利は、次のとおりであってそのものに専燭する。

- （1）正会員は総会における議決権をもち、この権利は1 会員に各1 個とする。
- （2）正会員および学生会員は研究発表会並びに研究論文集（「都市学研究」）においてその研究を発表することができる。
- （3）すべての会員は機関誌および研究論文集の配布をうける。
- （4）すべての会員は本会が開催する事業に参加することができ、その他の本会が与える特典を受けることができる。

第9条（権利の停止） 会員で会費の未納が1 か年以上におよぶものは、前条に定めた権利を停止する。

- 2．会員で会費の未納が長期に及ぶときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

第10条(退会) 会員で退会しようとするものは、会費を完納した上、退会届けを提出しなければならない。

第11条(名誉会員) 個人である正会員であって、本会に対して業績等に顕著なものは理事会の推薦により総会の議決を経て、名誉会員として待遇する。

2. 名誉会員は、本会の会費を納めることを要しない。

役員

第12条(役員) 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上23名以内
(うち、会長1名、副会長1～2名、会務理事若干名)

(2) 監事 2名

2. 監事は、他の役員を兼ねることができない。

第13条(役員の選任) 理事および監事は、総会において選出する。

2. 会長および副会長は、理事会において推挙し、総会の議決によって決める。

3. 会務理事は理事会において決める。

第14条(役員の職務権限) 会長は本会を代表し、会務を総理し、理事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会で会務を審議および議決する。

4. 会務理事は、それぞれ下記の会務を司どる。

論文担当理事：論文審査および研究論文集発行にかかわる事項、並びに研究発表会企画

企画担当理事：北海道都市問題会議およびその他都市の課題の解決へ向けた活動の企画

編集広報担当理事：機関誌・ニュースレター・ホームページの編集およびその他の広報活動

庶務担当理事：庶務および理事会の連絡調整

会計担当理事：会計

5. 監事は、会計および会務の執行の状況を監査する。

第15条(役員の任期) 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。

2. 役員が欠けたときは、第13条に準じて補充する。

3. 補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。

4. 役員は、その任期終了後でも後任者の就任までは、なお、その職務を行う。

会議および委員会

第16条(総会の召集と通知) 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。

2. 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会が必要と認めたとき

(3) 監事が必要とみとめたとき

(4) 正会員の会員数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき

3. 総会の召集には、1週間以上前に、その会議の日時・場所および付議事項を示し、文書をもつ

て正会員に通知しなければならない。

第 17 条（総会の議決事項）総会では、この会則で別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- （１）事業報告・収支決算の承認に関する事項
- （２）その他理事会が必要と認めた事項
- （３）第 16 条 2 項 4 号に示す、正会員の会員数の 10 分の 1 以上からあらかじめ議題として提出された事項

第 18 条（総会の議長と議決）総会の議長は出席している正会員（個人）の申から総会において決定する。

- ２．総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席によって成立する。
- ３．総会の議事は、出席会員の 2 分の 1 以上で決し、可否同数のときは、議長が決める。
- ４．正会員は議決権の行使を、他の出席正会員に委任することができる。
- ５．前項による委任は出席とみなす。

第 19 条（理事会の開催）会長は随時理事会を召集する。

- ２．理事会は通信によって行うことができる。

第 20 条（理事会の議決事項）理事会は、この会則で別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- （１）総会の議案
- （２）事業計画および収支予算
- （３）会員の入会・退会に関する事項
- （４）規則の制定ならびに変更
- （５）その他、会務運営のために必要な一切の事項

第 21 条（理事会の議決）理事会は、理事の過半数が出席しなければ議決することが出来ない。

- ２．議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。
- ３．監事は理事会に出席し、会務に関する意見を述べることができる。
- ４．理事は議決権の行使を、他の出席理事に委任することができる。
- ５．前項による委任は出席とみなす。

第 22 条（委員会）本会の会務運営および第 4 条の事業遂行のために必要な委員会を設ける。

- ２．委員会の設置および廃止は理事会で決める。
- ３．委員は理事会の議を経て、会長が委嘱する。

会計

第 23 条（経費の支弁）本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第 24 条（収支決算）毎年度予算および決算は、総会の承認をえなければならない。

- ２．会長は監事による収支決算の監査報告を総会に提出しなければならない。

第 25 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

会則の変更

第 26 条（会則の変更）本会則を変更するには、総会の議を経なければならない。

附則

第 27 条（規則の設定）この会則施行に必要な規則は、別に定める。

編集後記

『北海道都市』43号を皆様にお届けいたします。

佐藤馨一会長の「合意と同意」は、本会の運営方法に関する基本的な姿勢を明確に宣言するものです。「学会は権力機構ではなく 同学の志」の集まりである」ということばに、佐藤会長の見識が如実に示されております。

「地域社会の再構築に向けて ―コミュニティ FM 研究の意義―」「都市の中の水辺」「郷土と結びつくイメージについての一考察 ―

「郷土の花」を事例として―」の3編は、メディア・環境・政治文化の観点から「地域」にアプローチし、興味深い考察を展開するものです。

学会の広報活動につきまして、これまでも皆様からいろいろとアドバイスを頂いております。今後も積極的にご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

(文責 編集広報委員長 筑和 正格)

2007年5月31日発行

北海道都市 43

編集・発行：北海道都市地域学会 編集広報委員会

事務局 〒062-8520 札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1

札幌大学女子短期大学部経営学科小山研究室内

北海道都市地域学会事務局

電話：011-852-9342 (直通)

URL：www.soc.nii.ac.jp/haus/

印刷・製本：北海道大学生協同組合 印刷・情報サービス部

電話：011-747-8886 内線 2084